

2021
06
June



CLIENT

No.349



弊法人からの連絡事項

- ・スタッフに対するコロナ渦での特別支給について

P1

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・納税・労務の年間スケジュール

弊法人からの連絡事項

- ・住民税の金額変更／源泉所得税の納期

P5

P2

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・欠勤等の連絡について

税務トピックス

- ・＜税制改正＞住宅取得資金贈与の非課税

P6

P3

労務トピックス

- ・同一労働同一賃金
待遇格差のチェックポイント

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・事業再構築補助金について

P7

P4



三度目の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されましたが、緊急事態宣言中であっても社会的な使命や事業の継続のため、医院を開けなければなりません。コロナの感染リスクを感じながらも頑張って働いているスタッフへ特別支給を考えている医院もあるかと思います。

今回は、国税庁から発表されております、従業員に対して事業主から支給される特別支給（見舞金）の取り扱いについてご紹介致します。

新型コロナウイルス感染症に関連してスタッフへ支給する特別支給（見舞金）が下記の条件を満たす場合、**スタッフへ支払われる特別支給分は所得税法上、非課税所得**とできます。

条件①

患者と直接接する機会がある従業員に対して、役職等に関係なく一律で支給されるもの

- 具体的には役員、従業員ともに、実際に診療にあたっている直接多数の患者様と接するドクター、看護師、歯科衛生士、歯科助手が対象となります。
- ※リモートワークや患者様と接しない方などは対象外となります。

条件②

社会通念上相当であること

- 特別支給（見舞金）が「社会通念上相当と認められる」範囲を超えると判断された場合には、その支給額の「全額」が所得税の課税対象となります。
- ※役員に対する支給が否認された場合には、法人税法上の役員報酬の損金不算入が適用されるケースもございますのでご注意ください。

条件③

緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過していないこと

- 緊急事態宣言中及び緊急事態宣言が解除されてから、速やかにお支払になったものが対象となります。
- 相当の期間を過ぎると特別支給（見舞金）として認められませんのでご注意ください。
- 給与支給時でなくても、支給可能です。現金などで支給される場合は、支給日・支給対象者・金額がわかる一覧表を作成ください。
- ※診療所が緊急事態宣言の対象地域であることが前提となります。

条件④

特別支給（見舞金）の支給により本来受けるべき給与を減額していないこと

- 賞与の代わりに支給する、給与を減額してその分の補填として支給する等の場合は対象外となります。

以下に、非課税所得として認められない具体例を挙げております。ご参考下さい。

認められない例

- ・役職や職位により支給額が異なる場合。
（不特定多数の患者様と接するのであれば、常勤・非常勤の区分も不可）
- ・実際に診療にあたっていない役員、従業員への支給。
- ・支給額が著しく高額であること。



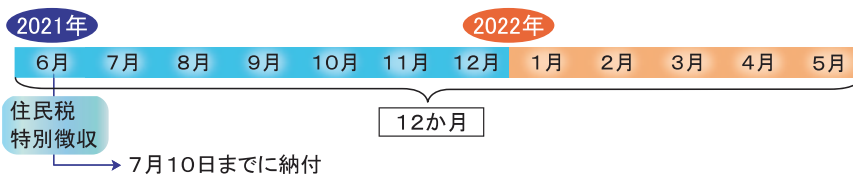
ご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。

◆毎年6月に住民税の徴収金額が変わります◆

スタッフの住民税について特別徴収となっている医院では、毎月の給与計算で住民税を差し引く必要があります。差し引いた住民税は、翌月10日までに医院が各市区町村へ納付します。

住民税の金額変更(特別徴収)

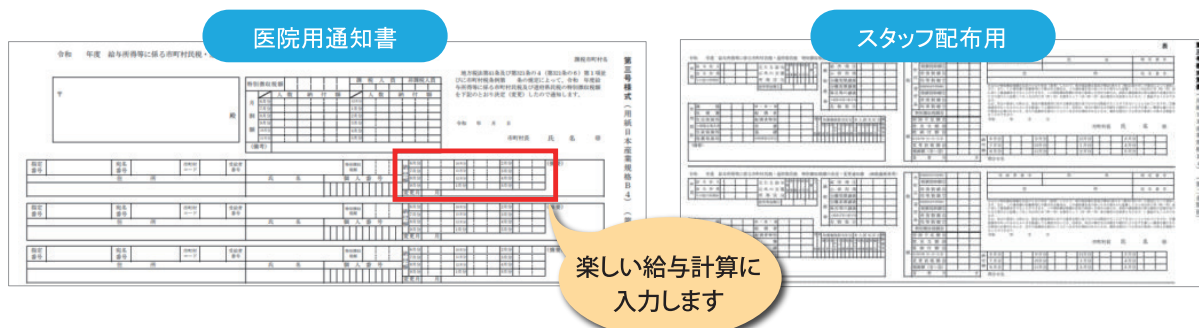
特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12ヶ月を1年として区切られます。医院の給与計算では、毎年6月給与で徴収する金額が変わります。



納税通知書を確認しましょう

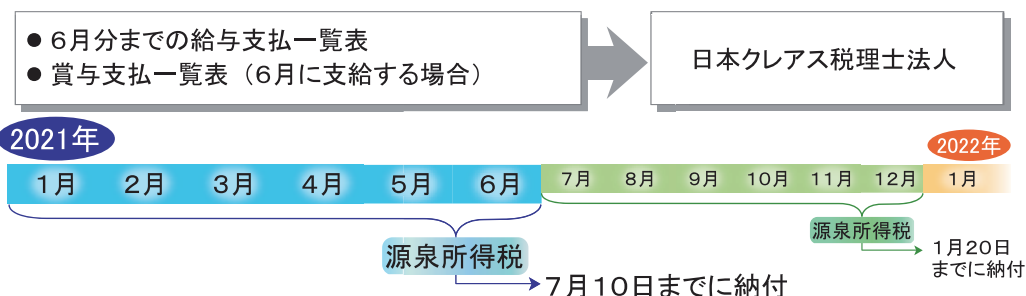
各市区町村から決定した税額の通知書が届きますので、金額を確認してください。一部の市区町村ではスタッフのマイナンバーが記載されて届く場合がありますので、取り扱いにご注意ください。弊法人へお送りいただく際は、簡易書留での郵送をお願いいたします。

医院用とスタッフ配布用の2種類の通知が届きます。スタッフに配布するものは一人分ずつ切って、給与明細と一緒に本人にお渡しください。



◆源泉所得税の納期(特例)について◆

源泉所得税の特例納付を選択している医院は、1月～6月を7月12日(月)までに納付する必要があります。6月の給与計算が終わりましたら、楽しい給与計算の給与データ確定をお願いいたします。



源泉所得税の納付、住民税の特別徴収については窓口に行かずWEBよりダイレクト納付機能を使った電子納付も可能です。設定までに1、2か月かかりますので、ご希望の場合はお早めに担当へご相談ください。

- 事前に口座登録手続きが必要になります。
- 弊社に納付申請へ依頼する場合は有料となります。

◆住宅資金贈与の非課税の特例とは

住宅取得等資金の非課税の特例とは、父母・祖父母（直系尊属）から資金提供を受けて、住宅を新築・増改築等した場合に贈与税が一定額まで非課税になる制度です。

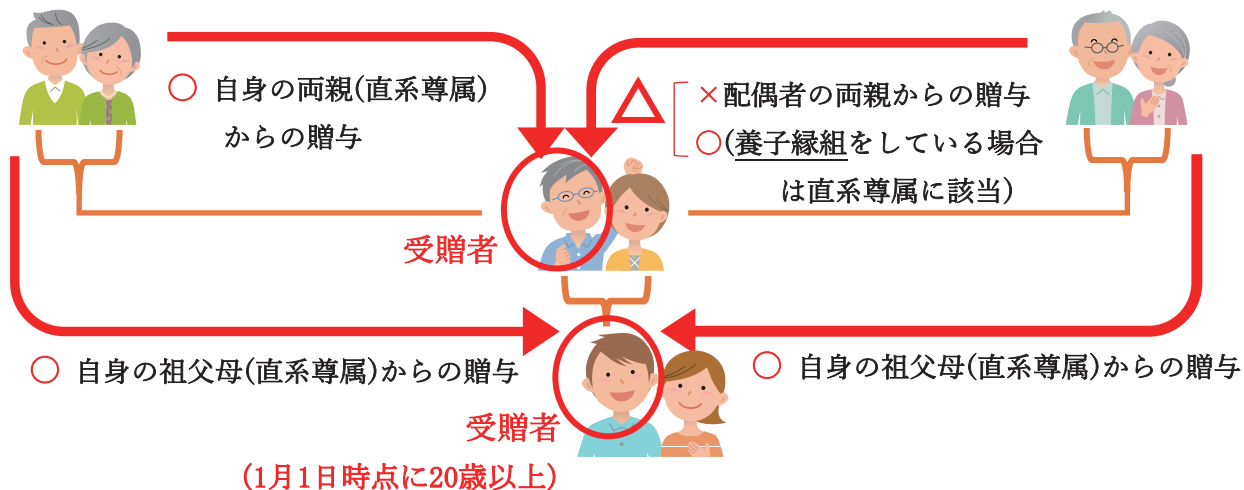
◆令和3年度税制改正

- 2021(令和3)年3月契約分までとされていましたが、税制改正により2021(令和3)年12月まで延長されました。**非課税限度額は1,000万円(省エネ等住宅は1,500万円)***です。
 - *住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の**税率が10%である場合**
 - *令和2年4月1日～令和3年12月31日締結日の契約
(平成31年4月1日～令和2年3月31日契約の場合はプラス1,500万円)
- 対象となる住宅用家屋の**床面積要件の下限が引き下げ**られました。

贈与を受けた年分の 所得税に係る合計所得金額	改正前	改正後
1,000万円超2,000万円以下	住宅用家屋の登記簿上の床面積が 50㎡以上240㎡以下であること	住宅用家屋の登記簿上の床面積が 50㎡以上240㎡以下であること
1,000万円以下		住宅用家屋の登記簿上の床面積が 40㎡以上240㎡以下であること

◆受贈者の要件 ～抜粋～

- 贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）であること。
- 贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上であること。



◆住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の要件

前述の床面積要件の他に、

- 中古住宅の場合は築20年以内(鉄骨造等の場合は築25年以内)であること
- 耐震基準に適合すること等につき一定の証明書等により証明がされたもの
- 日本国内にある住宅用家屋であること
- 贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等をするなどなどの要件があります。



他の特例との兼ね合い等、注意すべき点もございますので
詳細につきましては担当者までお問い合わせください。

Question

個人で歯科医院を営んでいます。事業再構築補助金を利用して、ホワイトニングを主とした分院を開業しようと思うのですが、可能でしょうか。

Answer

事業再構築補助金の取得の有無にかかわらず、医療法人ではなく個人で歯科医院を経営されている場合、分院の設立が医療法自体で認められていないため、開設できません。ご参考までに質問があったケース及びこの補助金の制度をご紹介します。

【参考：よく質問があるケース（個人経営の場合）】

予定変更案	該当の有無	理由
分院の設立	×	個人事業者の場合、医療法により設立が不可。
ご家族が別の医院を開業	×	事業者が別になるので、補助金の対象外。
ワーキングスペースなどの賃貸業を開業	×	新分野展開の場合、産業分類の中分類が同業種でないため、補助金の対象外。

※医療法人の場合の分院設立についても、関係の役所へ提出してから認可を取るまでのスケジュールを考えると、事業再構築補助金が採用されるのは難しいと思われます。

事業再構築補助金の概要

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取り組みを通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、要件を満たした中小企業等の挑戦を支援するための補助金です。

【要件】

- ①売上がコロナの影響で減少している。
- ②事業計画を認定経営革新等支援機関などと策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3%以上の増加又は従業員一人当たりの付加価値額の年利平均3%以上の増加を達成すること。

【補助額】

中小企業 通常枠 100万～6,000万円 補助率 2/3

【中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ】

業種	活用例
飲食業(居酒屋経営)	オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。
サービス業 (高齢者向けデイサービス)	一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。
飲食業(弁当販売)	新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

ご興味がありましたら、QRコードより経済産業省「事業再構築補助金事務局」のWebサイトをご覧ください。



Question

医院を開業して1年経過しました。医院で納税資金の管理、事務作業をスムーズに行えるように年間のスケジュール等を教えてもらえますか。

Answer

個人医院の税務及び労務の1年間の主な流れは下記のとおりです。

月	税 務	給与・社会保険等
5月	自動車税の納付	住民税特別徴収額通知書の受領
6月	-	賞与支払届の提出 ※ 6月分給与から住民税額を変更 ←
7月	所得税予定納税（第1期） 個人事業税の納付（第1期） 源泉徴収所得税特例納付（1月～6月分）	健康保険料・厚生年金保険料の算定基礎届の提出 労働保険申告 労働保険料の納付
8月	-	-
9月	個人消費税振替納税	健康保険料・厚生年金保険料決定通知書の受領
10月	-	10月分給与から社会保険料徴収額変更 ←
11月	所得税予定納税（第2期） 個人事業税の納付（第2期）	年末調整準備開始
12月	-	年末調整額過不足額の調整 ← 賞与支払届の提出
1月	源泉徴収所得税特例納付（7月～12月分） 償却資産に関する申告 法定調書の提出 給与支払報告書の提出	-
2月	-	-
3月	所得税、消費税、贈与税確定申告 (期間) 2月16日～3月15日	歯科国保・医科国保の徴収税額変更 (都道府県により時期が異なります)
4月	所得税・消費税振替納税	-
毎月10日に納付	源泉所得税（原則）	住民税（特別徴収）

上記は主な基本スケジュールになりますが、昨年から引き続きコロナの影響により申告や納付期限に変更が生じる場合があります。その都度ご案内させて頂いておりますが、十分ご留意の程お願いいたします。

＜その他＞

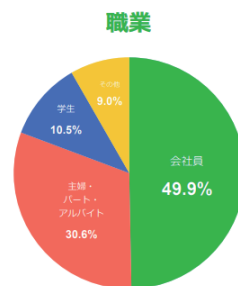
- 納税した領収書は月次資料と一緒に弊法人へお送りください。
- クレジット納付等、領収書が発行されない納税方法も増えております。
税務署等から届く『納税のお知らせ』も弊法人へお送りください。
- 金融機関窓口での納付が面倒な場合は、インターネット経由で納税する方法もございます。ご希望の場合は担当者までお知らせください。

Question

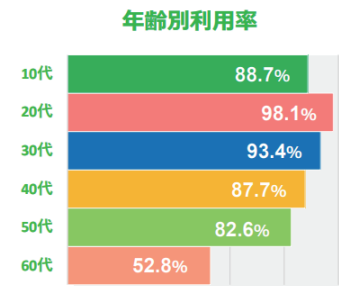
先日、スタッフが体調不良で休みたいとLINEで言ってきました。自分も家族や友人との連絡手段としてLINEを使用していますが、欠勤の連絡までLINEなのかと驚いています。今は一般的なのでしょうか。

Answer

LINEはコミュニケーションツールとして全年齢層で過半数、特に10代～30代では9割超に利用されています。一般的というより身近な連絡手段になっていると思われます。アルバイト・パートの出勤をLINEで調整している医院もあるのではないのでしょうか。
(LINE Business Guideより)



会社員がもっとも多く
ついて主婦や学生が多い※1



10-50代の80%以上がLINEを活用
60代も52.8%利用している※2

LINEは重要な生活インフラの一つに

新型コロナウイルス関係も日々最新情報が更新され、去年は厚生労働省が「新型コロナ対策のための全国調査」を複数回行っていました。新型コロナワクチン接種予約システムに活用するとのニュースもあり、今では重要な生活インフラの一つとなっています。

求人でのLINEの利用について

最近ではLINE公式アカウントを採用で活用する企業が増えており、LINEのアルバイト求人サービス「LINEバイト」を利用して求人するなど採用面でもどんどん活発になることが予想されます。転職支援サイトではLINEから応募できる登録フォームを載せているところがあり、ある求人サイトではそのサイトに登録・求人情報を入力するとLINEに自動掲載されるとありました。



その他以下のようなメリットも挙げられます

- ・若者にとって使い慣れていることから、物事がスピーディーに進められる。
- ・手が離せないときでも手軽に連絡内容の確認が可能。
- ・既読になっていることで返信がなくても相手側に伝わっていることが確認できる。

医院・クリニックでの運用について

スタッフとはLINEを利用する内容と事柄を決め、【欠勤や遅刻(退職)の連絡はLINEではなく電話でお願いしたい】と改めて院長先生と皆さんとの共通認識にされてはいかがでしょうか。

確かにLINEは手軽に利用できますが、悪意でLINEのアカウントを乗っ取られ、情報流出などの事例もあることから、セキュリティ面で不安があります。機密事項や個人情報に関することについてはLINEの利用は避けたほうがよいでしょう。

2021年4月から中小企業への同一労働同一賃金がスタートしました。同じ仕事をしており、責任の程度も変わらない場合に、正規スタッフに比べて勤務時間が短い、または有期雇用契約であるという理由だけで待遇に差をつけていると「不合理な待遇格差」であるとして是正が求められる恐れがあります。

クリニック経営において、特に注意が必要と考えられる待遇についてお伝えします。

① 精皆勤手当

精勤・皆勤を推奨することを目的とする精皆勤手当を正規スタッフのみを対象とすることは違反と判断される恐れがあります。

通常の労働者と業務の内容が同一の短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の精皆勤手当を支給しなければならない。（厚生労働省：同一労働同一賃金ガイドライン）

また、裁判においても同じ様な仕事をしているのであれば、精勤・皆勤を推奨することを目的に支給している精皆勤手当であれば、正規スタッフと非正規スタッフの違いは関係がないので非正規スタッフにも支給しないとの判断が下されています。

② 慶弔休暇

慶弔休暇は、法的に必ず与えなければならない休暇ではありませんが、正規スタッフには付与し、非正規スタッフには付与していないクリニックも散見されます。しかしガイドラインに次の記載があります。

短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の慶弔休暇の付与を行わなければならない。

また正規スタッフの休暇は有給、非正規スタッフは無給とする取り扱いも不合理であると判断されます。

このように慶弔休暇の取り扱いについては注意が必要です。ただし、週2日勤務など所定労働日数が少ないスタッフについては、出勤日に慶弔と重なった場合には、他の勤務日への振替で対応することも可能です。

今回は二つの待遇についてお伝えしましたが、これ以外の手当や福利厚生制度なども合わせて「正規スタッフ」と「非正規スタッフ」とで不合理な待遇格差になっていないか、就業規則や雇用契約書等をチェックすることが求められます。

弊法人のグループである日本クレアス社会保険労務士法人では、同一労働同一賃金に関する課題解決のご支援を行っております。同一労働同一賃金のお悩みがありましたらぜひご連絡ください。

同一労働・同一賃金に関するご相談は、お気軽にご連絡ください。

日本クレアス社会保険労務士法人

☎ 03-3593-3241 ✉ info@ca-sr.com

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 349 号

■発行日：2021年6月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階

電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社日本クレアス財産サポート